

令和 8 年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（C 日程入試）

憲法・民法・刑法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の 3～5 ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき 1 枚（そのⅠ）、民法につき 1 枚（そのⅡ）、刑法につき 1 枚（そのⅢ）の合計 3 枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

【このページは空白です。】

憲法（配点 100 点）

世界的に著名な観光地である A 市では、ブランドの維持と訪問者の信頼確保を重要な政策課題として掲げてきており、一定の条件を満たす観光関連業者のみに「A 市認定業者」という表現を用いることを認めている。

ところが、近年、インターネット上で「A 市公認業者」「A 市連携業者」「A 市長おすすめ業者」などという謳い文句を使い、虚偽のレビュー等を用いて集客を図る観光関連業者が相次いで確認された。

A 市はこれを受けて、「A 市デジタル広告適正化条例（以下、本条例）」を制定しようと検討をしている。

【条例骨子】

1 観光関連業者が自社ウェブサイトや SNS 等において「広告的内容を持つ情報」（以下、広告情報）を掲載する場合には、以下の要件を満たさなければならない。なお、広告情報とは、商品・サービス・営業実績・利用者評価等の情報であって、自己または第三者の利益を目的として閲覧者に訴求するものを含む。

（1）広告情報は事実に基づき、閲覧者に誤解を生じさせないこと

（2）「A 市連携業者」「A 市提携業者」等、誤認させる表現を用いないこと

2 違反が認められた場合には、まず改善勧告を行い、改善がない場合には市の広報誌およびウェブサイトにおいて違反業者の名称を掲載する。この際、市は当該業者に対し事前に意見提出の機会を与えるものとする。

〔設問〕

憲法 21 条（表現の自由）または憲法 22 条（職業の自由）いずれかを基礎として、この条例案に関する憲法上の問題を検討せよ。なお、選択しなかった自由について、選択した自由と、保障対象や審査枠組みの点でどう異なるのか、簡潔に言及すること。

民法（配点 100 点）

(1) A は北関東の○△県に所有する甲土地を B に譲渡する契約（以下この A B 間の契約を本件売買契約と呼ぶ）を令和 6 年 4 月 1 日に締結した。甲土地は地盤もしっかりとした更地であるが、交通の便が悪かったために、特にこれまで商業利用はされてこなかった。しかし、最近甲土地の前を通る広い自動車道路が整備され、立地条件が改善された。

(2) B は○△県において手広くドラッグストアを営む事業者であり、これまでも自動車道路脇の好立地（ロードサイドと呼ばれる）に出店して事業を拡大してきた。その 7 号店の出店を計画して甲土地を買収したのである。B は、甲土地と同様、概ね 100 m²程度のロードサイドに店舗を建て、そこから年間 900 万円程度の収益を確実に挙げる経営を続けてきた。しかしこの種の業態にはいわば賞味期限のようなものがあり、B も一店舗につき、その開業から 5 年程度で閉店として、一出店あたりの期待収益は結局 3000 万円程度である。

当時、○△県には 90 m²より狭い敷地上にドラッグストアを建設して営業することは許可しないとする条例上の制限があったとする。また、B もこれを知っていたために、これまで B は土地買収を、この法令上の制限に抵触しないように進めてきたとする。

(3) A B の売買契約締結にあたって、契約書には甲土地の面積は 100 m²であると記載されていた。さらに A B は代金を 1 m²あたり 20 万円と定めた上で、代金を 2000 万円と計算して A B は本件売買契約に合意したのである。ところが実際には甲土地の面積は 80 m²しかなかった。

(4) その後 B が甲土地上に店舗を建設すべく、令和 6 年 5 月 1 日に測量したところ甲土地の上記地積不足が判明した。そのため上記の条例上の制限によってドラッグストアの建設・営業は○△県によって許可されないことになった。そこで B は令和 7 年 6 月 1 日に A に対して＜甲土地には地積不足があり予定していた営業許可が下りなくなった＞ことについて苦情を述べた。

その後令和 11 年 6 月 1 日になって B は A に対していかなる請求ができるか。

刑法（配点 100 点）

下記事例における、X 及び Y の各罪責の有無及び内容について論じなさい。

1 友人同士の男性である X と Y は、飲酒帰りに公園脇の道を歩いていたところ、反対方向から歩いてきた大柄な男性 A から、「お前ら、何にらんでるんだ。」と因縁をつけられた。X は「にらんでないです。」と言ったが、A は、「若造が。金髪でかっこつけてんじゃねえ。」と言い、いきなり X の顔面を手拳で殴ったうえ、「ただじゃ済まねえ。金出せ。」と脅してきた。さらに、A は、Y に対しても胸倉を掴んできたので、Y と X は A の手を掴んで放させた。それでも、A は、X と Y に殴りかかろうとし、そうこうするうちに 3 人は公園内の草地に移動していった。X と Y は、殴ってくる A の腕を受け止めたり、前後から A に抱きついて一時的に動きを押さえたりした。しかし、A は、なおも執拗に殴ったり蹴ったりしようとし、その力が強かったため、X と Y は防戦一方であった。

2 そのうちに A も疲れてきて、攻撃が弱くなってきたので、X と Y が隙をついて一緒に体当たりすると、A はうつ伏せに倒れた。そこで、X は、A の背中の上に頭の方を向いて馬乗りになって、A の肩や腕を押さえつけ、Y も、X と背中合わせになって、A の尻の上に足先の方を向いて馬乗りになり、A の足を押さえつけた。それでも、A は、手足をばたつかせたり、膝を立てて起き上がろうとしたりし、相変わらず悪態をついていた。

3 かなり腹が立ってきた X は、もっと強く押さえつけて、A を大人しくさせようと考え、うつ伏せになっていた A の首の後ろ側（後頸部）を右前腕（肘から下）で強く押さえつけた。その結果、A の顔の正面が草地に押しつけられて、A の鼻や口が草地によって塞がれてしまった。X も、A の顔が正面から草地に押しつけられていることは認識していた。こうして A は呼吸ができない状態になり、少しすると手足のばたつきが弱くなった。このため、Y は「あれっ」と思って振り向くと、X が A の顔を地面に強く押しつけているのが見えたので、Y は X に向かって、「何やってんだ。手を離せ。」と叫んだ。その声を聞いた X は、我に返って、やり過ぎたと思い、A の後頸部から腕を離した。

4 A は、数十秒間息ができなかったが、X が腕を離したので、窒息死を免れて、加療 2 週間の頸部損傷を負うにとどまった。

〔このページは空白です。〕

解答用紙 そのⅠ (憲法)

受験番号				
------	--	--	--	--

総 点	
--------	--

受験 番号				
----------	--	--	--	--

総 点	
--------	--

解答用紙 そのⅢ (刑法)

受験 番号			
----------	--	--	--

総 点	
--------	--